



情報通

2004. August 8月号
発行日：平成16年8月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清（豊島）

電子申告、一步を踏み出すため

皆様のお手許にe-Taxソフト（国税電子申告・納税システム利用者ソフトウェア）は、届きましたでしょうか。すっかり準備の整った会員は、4月決算、6月申告分の法人より電子申告で申告を完了したとのことですし、7月12日に納付期限のきた源泉所得

税についても、e-Taxとインターネットバンキングを利用して納税を済ませた会員もいらっしゃったようです。そこで、実際に始まった電子申告等について、実行上の留意点をまとめてみましたのでご参考にして下さい。

その1 e-Taxソフトのインストールの前に

納税者又は税理士が、所轄の税務署に宛てて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出しますと、一定の期間を置いて国税庁よりA5サイズの小豆色した封書が届きます。このA5サイズの小豆色した封筒の中にe-Taxソフト等の格納されたCD-ROMが入っています。さて、この封筒を開けてからが肝心です。

1. 関与先納税者について・・・「紙をすてるな！」

窓開き封筒の中にある、ご自分の住所氏名が記載されている用紙。タイトルとしては「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」と書かれていますが、この紙がグリグリ二重丸モンで大事です。しっかり見て頂くと、その紙には「利用者識別番号」と「(仮)暗証番号」が記載されております。さらに注意すべきことにこの(仮)暗証番号の変更や、納税用確認番号、カタカナ表記による氏名、電子証明書などの登録の期限の日付が記載されているのです。納税者の方に届いた分については、一見、送付案内程度のもものとみなされて捨てられてしまう危険性がありますので予め注意を促しておいた方が無難なようです。今の時点では、実は関与先側には、CD-ROMを捨てられても中の紙の方がはるかに重要なのです。

2. 代理人税理士について・・・「CD-ROMも捨てるな！」

通知書については、税理士側についても同じですから大事にして下さい。さらに今の時点での電子申告の実際を想定してみますと、税理士側のパソコンにインストールされたe-Taxソフトか、各ソフトベンダーの電子申告ソフトを使用して電子署名やデータの送信を行うことになるでしょうから税理士側の手許にあるCD-ROMは当然、大事です。申告、申請等のソフトという意味ではe-Taxソフトに依らないでも電子申告等は可能ですが、実はこのCD-ROMの中にはe-Taxソフトとは別に、国税当局のルート証明書が入っているのです。そこで電磁的に申告、申請を行うとするパソコンには、このルート証明書が取り込まれていなくてはなりませんのでe-Taxソフトを利用しない予定の会員についてもこのCD-ROMは必ず使用することになるので大事して下さい。

その2 ルート証明書を確認しよう

e-Taxソフトをインストールする前に、パソコンに財務省が発行した以下の電子証明書（ルート証明書）を組み込みます。

- 財務省認証局のルート証明書
- 財務省運用支援認証局のルート証明書

1. ルート証明書って何？

ルート証明書とは、証明書の発行元（認証局）の正当性を証明する証明書のことで、この証明書の発行元（認証局）を信頼の基点と呼びます。国税の電子申告等に関する仕組みの中では上記の2つの認証局を信頼の基点としています。私たち利用者はe-Taxソフトを利用するにあたり、この2つの認証局を信頼の基点とすることに同意した上でルート証明書を自分のパソコンに組み込むこととなります。組み込んだルート証明書は、配付されたプログラム、受付システムから送信されたデータ、納税証明書などが本当に国税庁のものであるかを確認するために使用されます。

2. ルート証明書を確認しよう・・・「フィンガープリントの確認」

まず手許に届けられたプログラムが本物かどうか確かめるという意味で、さらには安全な通信を行うためにこのルート証明書に記載されているフィンガープリント値を確認しましょう。CD-ROMを起動させて、画面の指示に従いルート証明書をインストールします。その後改めてインターネットエクスプローラーを立ちあげ

- ①ブラウザのメニューバーから「ツール」を選択し、一番下の「インターネットオプション」をクリックします。
- ②インターネットオプション画面が表示されたら「コンテンツ」のタブを選択し、真ん中の「証明書」ボタンをクリックします。
- ③「証明書」画面より「信頼されたルート証明機関」を選択。
- ④「信頼されたルート証明機関」から発行者が「MOF Certification Authority」のところまでスクロールしてこれを選択し、画面下の「表示」ボタンをクリックします。
- ⑤現れた画面から「詳細」のタブを選択します。
- ⑥フィールド項目に「拇印(フィンガープリント)」の項目が表示されるまでスクロールし拇印(フィンガープリント)の項目をクリックします。
- ⑦あなたパソコンに取り込まれ表示された証明書のフィンガープリント値が、以下のフィンガープリント値と等しければ、その電子証明書（ルート証明書）は本物です。

c71f 3593 040b f0ec d37b d1f4 c4d6 f624 db75 ebb4

その3 とにかく使ってみよう e-Tax!

ルート証明書のインストールにつづきe-Taxソフトもインストールします。e-Taxソフトのインストールが済みましたらまず最初にパソコンの電源を切りましょう。そしてICカードリーダーライタの装置をパソコンに取り付けたうえで再度、電源ON。パソコンが立ち上がったら次の5つをまずやろう。

- ①利用者ファイルを作成する。
- ②暗証番号を変更する。
- ③納税用確認番号を登録する。
- ④自分の電子証明書を登録する。
- ⑤メールアドレスを登録する。

・・・いったいどうやるんだいっ！？

原則としては、CD-ROMに格納されている「e-Taxソフト操作マニュアル」全319ページをプリントします。操作画面がふんだんに盛り込まれておりますので分かりやすいと思います。ペーパーレスののっけから、このボリュームで紙を出すのか・・・とお感じの向きには、去る5月25日東京国際フォーラムで行なわれた情報フォーラムの資料でもお役にたちますし、ためらいがなければ「国税庁ヘルプデスク（TEL 0570-015901）に電話をしてじっくり聞いてみるのも一法です。なかなか丁寧な対応ですよ。さらに、日税連発行の「税理士のためのe-Taxガイドブック」という80ページ程の冊子が会員向けに配付されますのでそちらを参照することでも良いと思います。

新しい暗証番号作成上の留意点を1つ。暗証番号には、必ず英大文字、英小文字、数字の3種類を使用して下さい。文字数は、半角8桁以上50桁以内です。準備が出来たらまず源泉所得税の納税をしてみましょう。銀行との間でインターネットバンキングの契約を済ませたうえでe-Taxソフトを起動します。納税をしようっていうのですから、メニュー欄の「納付情報登録」をクリックしたくなりますが、ここが要注意です。ここから進むと、源泉所得税（告知分）の納税になります。正しくは「作成」ボタンより入り、画面の指示に従って納付書と同様の入力画面になったら成功です。なお、作業のポイント毎にデータの保存またはプリントをしながら進めるとトラブルがあった場合に助かります。

納期特例の方も、取って毎月の納税をe-Taxで繰り返して慣れてみるのが良いと思います。もっとも法人の申告書をどんどん電子申告すれば一番良いにきまっていますが相手のあることですからねえ。

その4 公的個人認証について・・・「ICの中は空だった？」

いよいよ関与先納税者の申告を電子申告する場合、納税者の電子署名をするわけですが、その時になって「・・・住基カードの中に公的個人認証の鍵データが入ってなかった」ということにならないように、関与先に次のことを確認しましょう。

市（区）役所とかで住基カードを作ってもらったら、「カードの申請とは別に公的個人認証サービスを受けるための作業と費用の負担をしましたか？」と。カードの体裁は同じですから注意が必要です。

※時代のキーワードは「安全、安心」 ・・・「PKIを体感しよう！」

e-Taxソフトでは、受付システムとの接続の際、インターネットを通じて重要な情報の送受信を行います。この通信の安全を確保し盗聴等を防ぐためにSSLという暗号化の技術が用いられています。すなわち国税当局と納税者、あるいは国税当局と税理士という場面では一定のセキュリティが確保されているというわけです。

しかしながら私たち税理士と関与先納税者との間はどうでしょうか？電子申告が実現したことで、デジタルデータは紙にしないという原則が確立しつつあります。仕訳帳、総勘定元帳、決算書、申告書についてはデジタルデータのまま客先に渡すことが出来るようになってきました。商品としてはCD-ROMにして手渡しでも、完成前の内容確認などは、結構無造作にメールで財務データを送信したりしてませんか？完成品はもとより、こうしたデータは、やはり暗号化と署名を施すことが望まれます。

そこで次号ではこの点をクリアする方法を検討したいと思います。

ICカードはリーダーライタがなければ読めません